

令和5年10月3日
企画部企画調整課

青森市総合計画策定要領

第1 策定の趣旨

本市では、「市民力+民間力 AOMORI 次なる舞台へ」のスローガンのもと、市長公約である「みんなで未来を育てるまち」青森市を創造していくため、「仕事をつくる」、「人をまもり・そだてる」、「まちをデザインする」の3つの柱に基づき、様々な政策に取り組んでいくこととしており、その着実な実現に向け、新たに令和6年度を始期とする基本構想とそれに基づく前期基本計画を策定する。

第2 策定の基本的方針

本市において総合的かつ計画的な行政運営を図るため、次の方針のもと、本市のまちづくりの最上位の指針として青森市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定する。

- (1) 概ね10年後を展望したものとする。
- (2) 社会経済情勢の変化に的確に対応したものとする。
- (3) 土地利用の方向性を含むものとする。
- (4) 国、県計画等との整合性を考慮するものとする。
- (5) 市議会との連携を図るとともに、市民の意見を反映したものとする。

第3 総合計画の構成、期間等

(1) 基本構想

令和6年度を初年度とし、目標年次を10年後の令和15年度に置き、本市の目指すべき将来像を描くこととする。

(2) 基本計画

基本構想に掲げた将来像を実現するための具体的な取組を取りまとめ、計画期間は、前期5年（令和6～10年度）、後期5年（令和11～15年度）の10年間とする。

第4 策定体制

(1) 審議会

①青森市総合計画審議会（以下「審議会」という。）

青森市総合計画審議会条例に基づき、市長が委嘱する委員で組織し、市長の諮問に応じ、総合計画の策定に関し必要な事項を調査・審議し、市長に答申する。

②青森市総合計画審議会分科会（以下「分科会」という。）

審議会に第1分科会、第2分科会、第3分科会及び総括分科会を設置し、各行政分野について専門的に調査・審議及び調整する。

(2) 市民意見の反映

地域説明会、わたしたちの意見提案制度等により、総合計画に市民意見を十分に反映させる。

(3) 市議会

総合計画の策定過程において、市議会議員への経過報告及び意見聴取を行う。

(4) 庁議

計画案について、庁内の最終的な合意形成を図る。

(5) 庶務

総合計画の策定にかかる庶務は、企画部企画調整課で処理し、現総合計画のフォローアップ、各分野に関する基礎資料の検討・作成のほか、連絡調整を行う。

(6) 会議の公開

審議会、分科会の会議については、原則公開で行うこととする。

第5 策定期間

総合計画の策定は、この要領決定の日から令和6年度内を目途とする。

第6 その他

(1) 進行管理等

総合計画の策定後の運用及び進行管理等に関し必要な事項は、策定過程において定める。

(2) その他

総合計画の策定過程において、関係する法令改正等があった場合、この要領にかかわらず、柔軟に対応することとする。